

第 七	六月廿六日	諸船舶引繼濟之件	六月廿九日
第 八	六月廿七日	殘務取扱所閉止之件	
第 九	六月廿八日	玄武丸外二艘營業資金之件	
第 三	六月三十日	三井銀行へ賞金之件	

二月廿三日十八號



長友

書記友

乙等言語

手當商船運送年区行受詢如義年

白使高内院の送道線中江境多富向、成、成或汽車

区行奉候矣、義、義、義、義、義、義、義、義、義、義

和赤小第歳、六月甲功於此、向、向、向、向、向、向、向、向、向、向

其考一時修築多由入金以修之、是以前本修築一
 二回冬間ハ往來運輸ニ便ナシ一日一回往來
 決定ニ有之ハ工事由中指右小別運路年一四往
 復ハ地方人及不便不少雖本年秋春事ハ付在事者
 本年十一月十二月ハ一月二回往來
 津東運輸ニ便ナシ而往復トシテ修築
 費途ハ當修定額内。

月 日 行

才之亦調和致在亦右金額ハ多ク用トシテ少ク修築ト
 申ス

西平年九月。 副部長 吉野 清隆

本局官三條 實業 殿

上申、趣難前届候條定額金
 ヲリ補助セシ分ハ收入金ヲ以テ償戻スヘシ

明治十五年四月十日 印

付

二日...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...

考一...
 二...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...

付

才...
 中...

西...
 南...

大...

上申ノ...

ヲリ補助セシ...

明治十五年四月十日 印

月...

開排



乙第式第

長官

丁...

書記官

出...

官負...

七重在勸開... 軍中尉... 宣基...